

第1章 趣 旨

本マニュアルは、学校給食における異物混入を防止するため、学校給食法の規定に基づく学校給食衛生管理基準を踏まえ、単独調理場及び生田原・丸瀬布学校給食センター（以下「調理場等」という。）、学校並びに食品納入業者への徹底した衛生管理や品質管理・安全確保体制のさらなる強化に努めるとともに、各関係機関の責任を明確にし、それぞれが責任をもって様々な状況に応じた的確な判断と迅速な対応ができる仕組みとして定め、その対策を講じることとする。

第2章 異物混入防止の対策

児童・生徒の健康被害の阻止及び拡大防止を最優先に考え、学校給食衛生管理基準に照らして適切な衛生管理に努める。また、学校給食への異物の混入（付着）を未然に防止するため、学校給食に関わる関係機関が責任ある対応を講じ、互いに情報を共有し、連携、協力して、おいしく安全で安心な給食の提供に努める。

1 調理場等及び学校給食センター

(1) 食品の選定

- ① 施設の衛生面及び食品の取扱いが良好で、衛生上信用のおける納入業者を選定し、信頼のできる食品を購入する。
- ② 食品の納入業者との連携を密にし、学校給食の意義、役割及び徹底した衛生管理について指導する。
- ③ 製造業者、食品の納入業者へは、必要に応じて立入調査を実施し、操業状況及び衛生管理について確認をする。
- ④ 原材料及び加工食品について、必要に応じ製造業者もしくは食品の納入業者が定期的実施する微生物及び理化学検査の結果を文書で提出させ確認をする。
- ⑤ 異物の混入があった食品を納入した場合は、再発防止を強く指導するとともに、混入原因と今後の対策について文書で報告させる。また、その程度により納入停止又は登録の取り消し措置をとる。

(2) 食品の検収

- ① 検収は、栄養教諭又は栄養職員（以下「栄養教諭等」という。）及び調理員など指定された職員が必ず立会い、品名、数量、納品時刻、納入業者名、消費期限若しくは賞味期限のほか、特に品質、鮮度、袋の汚れや破れ、その他包装容器などの状況、異物の混入や異臭の有無等について点検し記録する。
- ② 食品については、缶詰、調味料等常温で保存可能なものを除き、1回で使い切る量を購入する。
- ③ 検収時において異物を発見した場合は、食品の納入業者と速やかに代替食材について協議

をする。

(3) 調理

- ① 検収、下処理及び調理のすべての過程で複数の調理員の目視を徹底し、異物の発見に努める。
- ② 機器等は正しい取り扱い方法により使用し、禁忌行為は行わない。

(4) 施設及び設備、調理器具の点検、記録

- ① 調理室内は、関係者以外の立ち入りを禁止する。
- ② 調理員は、衛生的な作業着、帽子、マスクを着用し、作業場内では専用の履物を用いるとともに、指輪等の装飾品、腕時計、ヘアピン、安全ピン等、調理に不要なものを調理室内に持ち込まないこと。
- ③ 調理開始前及び終了後に機器及び調理器具等の点検や異物の確認を行い、点検表等へ記入し、破損等による給食への混入を未然に防止すること。
- ④ 洗浄剤、消毒剤その他化学物質については、使用、保管等の取扱いに十分注意するとともに、必要に応じ容器に内容物の名称を表示する等食品への混入を防止すること。

(5) 車両配送

- ① 調理場等から各学校の配膳室の入口までの配送に関しては、配送業者及び配送職員へ安全及び衛生管理の徹底を図るよう指導する。
- ② 配送品は、各学校の配膳員（担当職員含む）に確実に受け渡す。

(6) 北海道学校給食会への対応

- ① 北海道学校給食会が学校給食基本物資加工委託工場（以下「委託工場」という。）に対して行う加工委託に関する調査・指導・検査の実施結果について、必要に応じて提出を求める。
- ② 北海道学校給食会が毎年行う加工委託工場実地調査に立ち会い、工場の衛生管理について確認する。

(7) 委託工場への立ち入り

- ① 委託工場には、必要に応じて立入調査を実施し、操業状況及び衛生管理について確認する。
- ② 異物の混入があった食品を納入した場合は、再発防止を強く申し入れるとともに、原因の究明と再発防止対策について報告を求める。

2 学校での衛生管理

- ① 配膳室などの整理整頓及び衛生管理については、各学校の配膳員及び学校担当者が、生ごみや残渣等を置かないよう衛生管理に努める。
- ② 給食搬入口施錠や開錠などの管理を厳重に行う。
- ③ 配膳室がある学校で配膳員及び学校担当者が不在になる場合は、施錠を原則とする。
- ④ 給食の受け取りは、配膳員及び学校担当者が必ず立会い、品名、数量、納品時刻、食缶の異常の有無などの点検を行う。
- ⑤ 学校長は、児童生徒の摂食開始時刻の30分前までに検食を行い、異物の混入、異臭の有無等を確認し、摂食に適するかどうかを判断する。なお、異常を確認した場合は、給食を一時中止するとともに、速やかに調理場等に連絡し、異常のあった献立の一部又は全部の回収等の措置を行う。
- ⑥ 学校長は、検食を行った時間、検食者の意見等を検食簿に記録し保管する。

3 学級での衛生管理

- ① 教室での配食は学級担任等の管理及び指導のもと、異物が混入しないよう十分注意し行う。

- ② 食缶の開封は、学級担任等又は複数の給食当番で行い、異物の混入、異臭等の有無を確認する。
- ③ 給食当番の児童生徒は、手洗いの励行と清潔な服装を心がけ、配食の過程で異物が混入しないよう十分注意する。
- ④ 学級担任等は、教室内での異物混入を防止するため、画鋲、ホチキスの針、ピンなどの散乱や、害虫が侵入しないよう整理整頓、清掃及び室内管理に心がける。
- ⑤ 学級担任等は、児童生徒に異物が混入していた場合の危険性や対応について指導する。

第3章 主な混入異物の種類と分類

異物の危険物とは、人体に危険と思われる異物であり、喫食することにより生命に深刻な影響を与える異物又は健康被害が生じるおそれのある異物として、次の目安を参考に、種類や大きさ、量、頻度、発見時の状況により危険性を判断する。

原料そのものに由来する物質や食品の変色部分、焦げ、魚の骨、鶏の骨、野菜の皮など食材由来のものは異物に含まない。

表3-1 異物の危険物・非危険物の目安

危険物	針、食器片、ガラス、金属類、プラスチック、包丁等の刃、ゴム類、機械部品、乾燥剤、衛生害虫（ハエ・ゴキブリ・クモ等）、ネズミの糞等
非危険物	毛髪、繊維片、食品の包材の破片（ビニール等）、食品に付着していた虫等健康被害が生じる恐れがないもの

傷病等の被害が発生するおそれがある異物を分類、例示したので参考とすること。上記の例示は、目安であり、実際の対応は、種類や大きさ、量、頻度により危険性が異なるため、提出・連絡を求めている場合においても必要に応じて、提出・連絡を行う。

※ 平成27年5月13日教才第1183号・北海道教育庁オホーツク教育局通知（異物の危険物・非危険物の目安と報告書の提出について）。6ページ表8-1参照。

第4章 学校において異物の混入が発見された場合の対応

1 危険物、異常な変色・異臭がある場合

喫食することにより、児童生徒の生命に深刻な影響を与える異物が混入していた場合の対処。混入の状況により、全学級又は全配送校で混入のあった料理の喫食を中止し、回収する。ただし、配膳後に混入したと考えられる場合を除く。

(1) 混入のあった学級（学級担任等）

- ① 異物の混入を確認した学級担任等は、ただちに混入のあった料理の喫食を一時中止し、児童生徒の安全確認を行う。
- ② 異物の種類や数量、形状、混入状況及び喫食状況等を調査し、学校長等に報告する。
- ③ 学校長等の支持により、混入のあった料理の喫食を中止し、回収する。なお、異物が混入

していた食器、食缶はそのままの状態で作保存する。

- ④ 学校長等の指示により、回収した料理に代わる食料の対応を行い喫食する。

(2) 混入のあった学校（学校長等）

- ① 全学年に及ぶと思われる場合は、校内一斉放送等で全学級の学級担任等に混入のあった料理の喫食を中止し、回収するよう指示するとともに、児童生徒の安全確認及び喫食状況等を調査するよう指示する。
- ② 児童生徒が異物を口にした場合は、学校医と連絡を取り、処置について指示を受け、必要に応じて病院等に搬送する。
- ③ 学級担任等から聴取した異物混入の状況について、調理場等及び学校給食センターに報告する。
- ④ 教育委員会からの指示により、回収した料理に代わる食料の対応が可能な場合は、各学級担当に指示する。
- ⑤ 学校給食センターから送信されてきた異物混入の事実について説明する保護者宛ての文書を印刷し、児童生徒に配布する。

(3) 調理場等

- ① 混入原因が調理場等にあると考えられる場合は、原因究明及び再発防止策を検討する。

(4) 学校給食センター

- ① 調理場等から報告を受けた混入状況について、教育長に報告をする。
- ② 混入のあった学校長又は配送校である各学校長に対して、混入のあった料理の喫食中止を連絡するとともに、児童生徒の安全確認及び喫食状況等の調査を学校に依頼する。
- ③ 中止し回収した料理に代わる食料について検討し、可能な場合は学校長に連絡する。
- ④ 栄養教諭等又は学校給食センター職員を混入のあった学校に派遣し、異物の種類や形状、混入状況、喫食状況等について聴取する。また、混入をしていた異物を回収し、保管するとともに必要に応じて異物を特定するため専門業者に解析を依頼する。
- ⑤ 聴取した内容や対応状況について、「事故発生報告書」を作成し、教育長に報告する。
- ⑥ 混入原因が食品納入業者にあると考えられる場合は、納入業者に連絡し、原因究明及び再発防止の指導を行う。また、混入原因が基本物資（パン、ご飯等）を製造する委託工場にあると考えられる場合は、北海道学校給食会に連絡し、原因究明及び再発防止対策を要請する。
- ⑦ 異物混入の事実について説明した保護者宛ての文書を作成し、教育長までの決済をとった後、対象となる学校長宛てにメール送信する。

(5) 教育委員会（教育長）

- ① 学校給食センターからの報告により、混入のあった料理の喫食を中止し、回収するよう指示するとともに、児童生徒の安全確認及び喫食状況等を調査し、報告するよう指示する。
- ② 学校給食センターから報告のあった異物混入の状況について、必要に応じて「紋別保健所」「オホーツク教育局」に報告するとともに、対処について相談し、被害の拡大防止措置を講じる。
- ③ 学校給食センターからの報告により、回収した料理に代わる食料の対応について指示する。
- ④ 対応状況及び対応結果について、必要に応じて「紋別保健所」「オホーツク教育局」に報告する。

2 非危険物の場合

異物自体は、不快であり衛生的ではないが、児童生徒の健康への影響が少ないと思われる異物が混入していた場合の学校の対処。

- (1) 異物が「少量」の場合は、除去するか盛り替え、安全を確認のうえ喫食する。
異物混入の状況について調理場等に連絡し、学校給食センターにFAX（別紙1）で報告する。混入していた異物は、ビニール袋等に入れて食器の回収時に調理場等に引き渡す。
明らかに学校で混入したと判断できる事案については、報告の必要はない。
- (2) 異物が「多量」の場合は、混入のあった料理の喫食を中止し、回収する。
「危険物」混入時の対応を基本とする。
ただし、他クラスにおいて同異物の混入がなく、児童生徒の健康への影響が少ないと思われる場合は、安全を確認のうえ、異物を除去するか他の食器に盛り替え、給食を提供できるものとする。
食缶に異物が混入し1クラス分の給食に影響がでる場合は、同校内の他クラスから提供を受けるものとする。ただし、他クラスからの提供が困難な場合は、当該料理の喫食を中止するか、学校給食センターに連絡し対応を検討するか、非常食を使用する。

3 児童・生徒及び保護者への対応

給食の中止又は献立の一部を中止した場合は、学校給食センターから学校長等に文書等で報告するとともに、早急に児童生徒への説明と保護者に対して異物混入の事実について文書で報告する。

また、異物の混入のあった児童生徒やその保護者に対しては、学校長等と相談のうえ、異物混入の事実について、迅速かつ誠意を持って状況の説明と謝罪を行うとともに、継続して児童生徒の体調管理を行う。

4 代替食について

異物混入により中止した料理に代わる食料については、非常食を各学校に保管しておき、学校給食センターの指示により使用する。また、食物アレルギーの児童生徒には、アレルギー物質不使用食品で対応する。

5 給食時間の確保について

学校長等は、異物の混入により、通常の給食時間内に食することができない場合は、無理のない範囲で児童生徒の給食時間を確保する。

6 報道機関等への対応

報道発表の判断は、関係部署と協議のうえ決定する。報道発表すると判断した場合、もしくは新聞等で報道されることが想定される場合の対応窓口は管理職が当たり、窓口を一本化する。

報道機関へ発信する情報内容は、紋別保健所、オホーツク教育局、及び全小中学校に提供する。

また、混入原因が基本物資（パン、ご飯等）を製造する委託工場にあると考えられる場合には、北海道学校給食会にも提供する。

北海道への報告については、表8-1を基準として、市町村立学校の場合は、学校給食センターで対応する。

表 8-1 オホーツク教育局への報告書の提出（別紙様式 2）

傷病等の有無・状況		道立学校	市町村立学校
傷病被害	あり	提出	提出
	生じるおそれあり（危険物の混入）	提出	提出
	生じるおそれなし（非危険物の混入）	提出	
学校給食停止	他校や他地域に波及することが想定される場合	提出	提出

※ 平成 27 年 5 月 13 日教才第 1183 号・北海道教育庁オホーツク教育局通知（異物の危険物・非危険物の目安と報告書の提出について）

第 5 章 調理場等において異物等の混入が発見された場合の対応

1 異物等の除去が可能な場合

異物を除去して使用する。

除去した異物は現状のまま保持し、調理場等内での混入の可能性を確認する。調理場等での混入が確認できない場合は、学校給食センターを通して関係業者に調査を依頼する。

2 異物等の除去が不可能な場合（発見した異物の他にも混入の可能性が疑われる場合も含む。）

（1） 食材の交換が可能な場合

調理員が納入業者に確認し、交換した食材を使用して調理を行う。

（2） 食材の交換が不可能な場合

① 当該食材以外の食材を使用しての調理が可能な場合は、当該食材抜き調理を行う。

② 調理の続行ができない場合は、当該食材を使用した料理（献立）を中止し、代替食品の購入等により対応する。→ 3 及び 4 へ

（3） 共通事項

- ・ 異物は現状のまま保持し、調理場等内での混入の可能性を確認する。調理場等での混入が確認できない場合は、学校給食センターを通して関係業者に調査を依頼する。
- ・ 調理場等で考えられる混入の要因に応じて、再発防止対策を講じる。食材納入業者、既製品の製造業者に調査を指示した場合は、検査結果や再発防止策について報告書を提出させる。
- ・ 原因が解明できず効果的な改善策を講じることができない場合であっても、混入の可能性について調査し、異物混入リスクの軽減に努める。

3 2-(2)-②の場合における単独調理場（親子方式含む）の対応

（1） 調理員の対応

- ・ 異物を発見又は混入の発生を栄養教諭等及び学校長へ報告する。
- ・ 指示があるまで、該当料理の作業を中止し、指示に従い作業を行う。

（2） 栄養教諭の対応

- ・ 調理員からの異物の発見又は混入発生報告を受け、交換食材による調理、料理の一部変更、代替品の調達等について検討する。
- ・ 学校長等からの指示やその後の対応を調理員へ指示する。

（3） 学校長等の対応

- ・ 調理員又は栄養教諭等から報告を受け、当該食材の交換の可否を確認する。
- ・ 当該料理の一部変更又は交換品による調理が可能な場合は、栄養教諭等に指示し、料理変更などについて学校給食センターに連絡する。
- ・ 調理が不可能な場合は、当該食材を使用した料理を即時中止し、速やかに学校給食センターに連絡する。

(4) 学校給食センターの対応

- ・ 栄養教諭等又は学校長からの異物発見又は混入発生の報告を受け、その後の対応について確認する。
- ・ 料理変更や給食（一部）中止について、速やかに教育長に報告する。
- ・ 給食（一部）中止について、保護者あて文書を作成し、学校長に送付する。

4 2-(2)-②の場合における各学校給食センターの対応

(1) 調理員の対応

- ・ 異物を発見又は混入の発生を栄養教諭等へ報告する。
- ・ 指示があるまで、該当料理の作業を中止し、指示に従い作業を行う。

(2) 栄養教諭の対応

- ・ 調理員からの異物の発見又は混入発生の報告を受け、交換食材による調理、料理の一部変更、代替品の調達等について検討する。
- ・ 学校給食センターからの指示やその後の対応を調理員へ指示する。

(3) 学校給食センターの対応

- ・ 栄養教諭等から報告を受け、当該食材の交換の可否を確認する。
- ・ 当該料理の一部変更又は交換品による調理が可能な場合は、栄養教諭等に指示し、料理変更や配送の遅れなどについて教育長及び関係学校長に連絡する。
- ・ 調理が不可能な場合は、当該食材を使用した料理を即時中止し、速やかに教育長及び関係学校長に連絡する。
- ・ 給食（一部）中止について、保護者あて文書を作成し、学校長に送付する。

第6章 原因の究明と改善策の検討（調理場等及び学校給食センター）

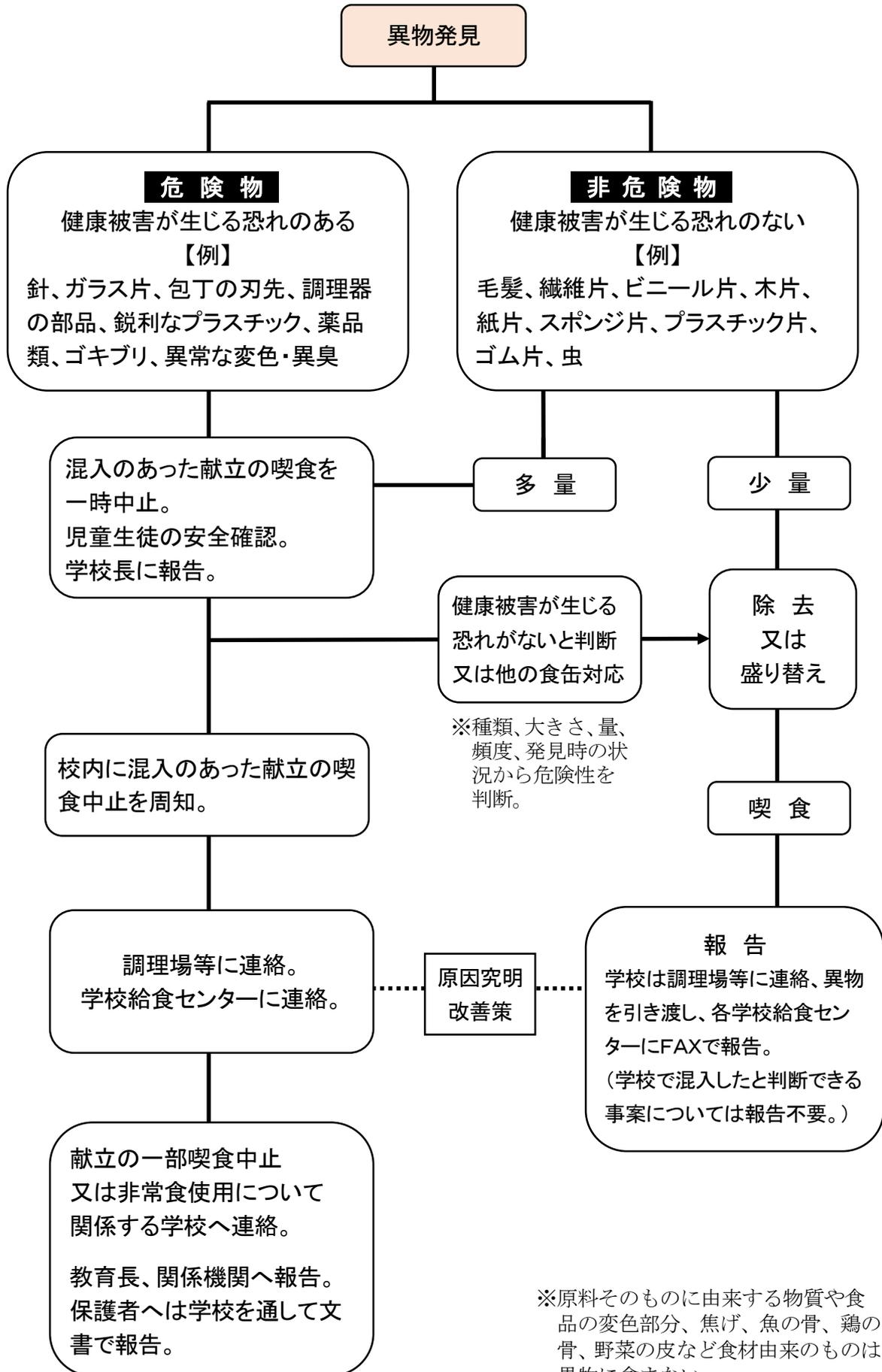
1 原因の究明

- ・ 当日の食材の検収時、調理時に異物や外観の異常の有無を確認する。
- ・ 食材の包材や調理機器、器具の素材と一致していないかを確認する。
- ・ 調理工程を確認し、調理機器、器具の異常の有無を確認する。
- ・ 納入業者に確認し、製造、加工の工程における混入の可能性を調査する。

2 改善策の検討

- ・ 調理場、調理工程、食材で考えられる原因に応じて、再発防止対策を講じる。
- ・ 混入原因が納入業者、既製品の製造業者にあった場合は、検査結果や再発防止策について報告書を提出させる。
- ・ 学校等に原因があった場合は、学校側と話し合い、必要な再発防止対策について協議する。
- ・ 原因が解明できず、効果的な改善策を講じることができない場合であっても、混入の可能性について調査し、異物混入リスクの軽減に努める。

図1 学校における異物発見時の対応



学校給食における異物混入等事故発生届

学校名	小学校 ・ 中学校
報告者名	
事故発生日等	平成 年 月 日 () 午前・午後 時 分ころ
発見場所	
発見者	児童生徒 ・ 担任 ・ その他 ()
何の食品に混入していたのか	
どのようなものが入っていたのか	
どのような対処をしたのか	
飲食できなかつた児童生徒、先生はいなかつたのか	
備考	

※ 混入していた異物はビニール袋等に入れて食器の回収時に調理場等へ渡してください。

処理欄

確認日時	月 日 時 分	<input type="checkbox"/> 遠軽町学校給食センターへの連絡（各センター）。 <input type="checkbox"/> 混入した異物を確認。 <input type="checkbox"/> 原因の究明と再発防止のための対策。
------	------------	---

別紙様式 2 (市町村教育委員会等用)

学校給食における事故(食中毒を除く。)発生報告書

学校名	
共同調理場名	
連絡担当者	職名・氏名 電話番号 ファクシミリ番号 メールアドレス
事故発生日等	平成 年 月 日 () 時 分 ころ
事故の種類(※1)	異物混入 ・ その他 ()
事故の概要(※2)	
事故の原因	
児童生徒の被害	
事故発生後の対応	
その他の参考事項	

* 1～該当を○で囲んでください。「その他」の場合は()に具体的に記入してください。

* 2～事故の内容に応じて、さらに詳細な報告を求める場合があります。